

平成29年12月20日

第39回中央環境審議会環境保健部会

資料4

化学物質審査規制法に係る 対応状況について

平成29年12月20日

環境省 大臣官房 環境保健部

環境保健企画管理課 化学物質審査室

<目次>

- ① 既存化学物質のリスク評価
- ② POPs条約を踏まえた化審法の最新の対応状況

① 既存化学物質のリスク評価

化審法におけるWSSD2020年目標に向けた検討状況

○ 平成28年9月の化学物質審査小委員会において、化審法におけるWSSD2020年目標の具体化に向けて、具体的なイメージと方策をとりまとめた。

化審法における2020年目標の具体化について ～化審法におけるリスク管理が2020年までに達成すべき具体的なイメージ、目標とロードマップ～

■「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方」（平成24年）での言及

2020年目標の達成に向けて、国際的な動向を踏まえながら、**2020年までに**人又は生活環境動植物への**著しいリスクがあると認められる優先評価化学物質を特定するためのリスク評価を行い、著しいリスクがあると判明したものを第二種特定化学物質に指定**した上で、化審法に基づき必要な規制措置を講ずることとする。
また、2020年以降も、我が国が国際的な化学物質管理をけん引するため、その時点までに著しいリスクがあると判明しなかった優先評価化学物質について、引き続き必要に応じてリスク評価を進め、必要性が認められれば早急に第二種特定化学物質に追加指定する。

具体的なイメージ

2020年までに

科学的な信頼性のある有害性データが得られている物質について

- スクリーニング評価をひととおり終え
- 人の健康又は生活環境動植物への長期毒性を有し、かつ相当広範な地域でリスクが懸念される状況であると判明したものを第二種特定化学物質に指定する

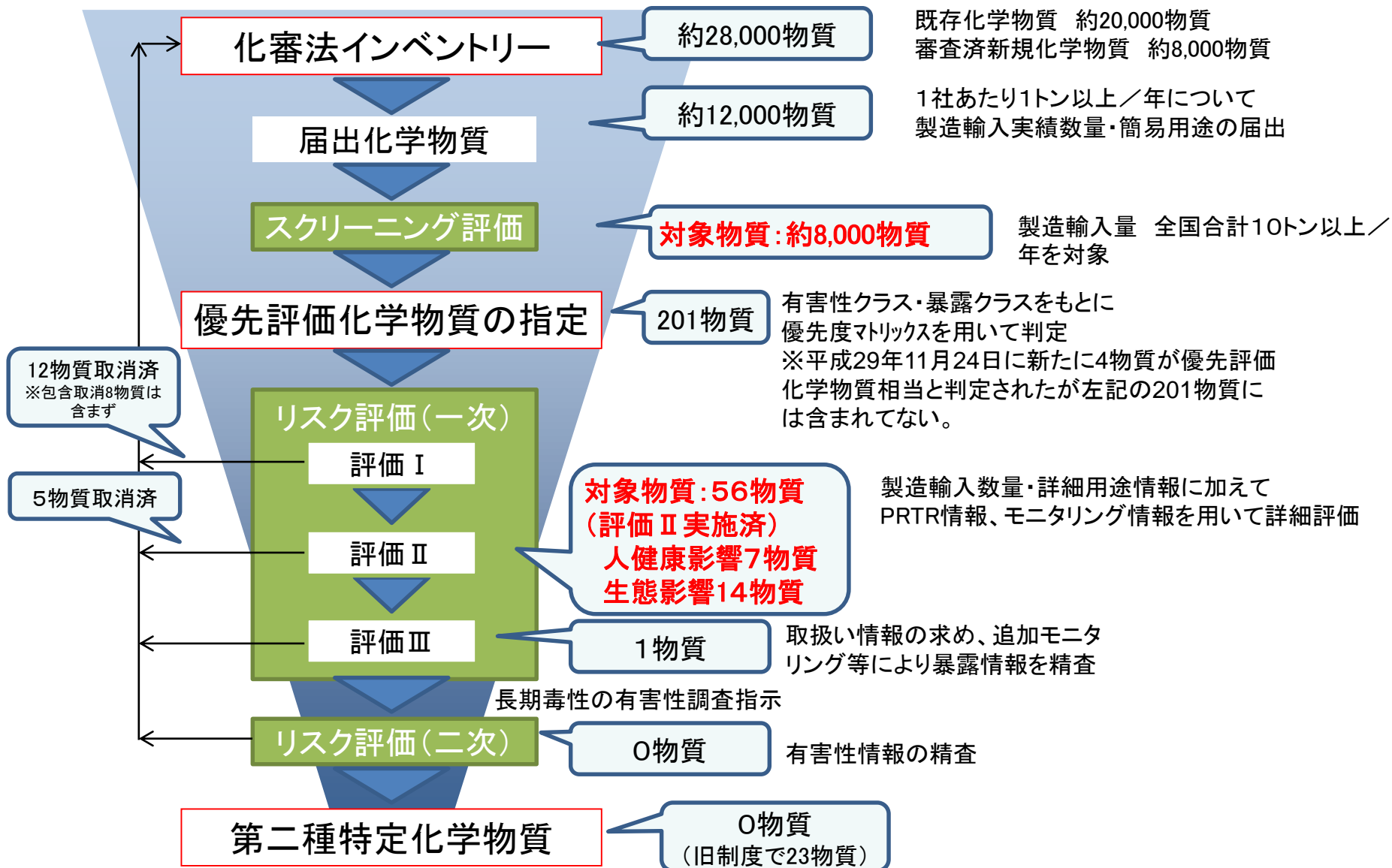
評価を行うためのデータが得られなかった物質について

- 評価を行える目処が立っている

化審法のスクリーニング評価・リスク評価

※平成29年11月末時点

段階的なリスク評価



化審法のスクリーニング評価結果(人健康)

| 有害性クラス | | | 人健康に係る有害性が付与された一般化学物質数 ^{※1※4} | | | | | 合計 |
|---------------------|-------------------|----------------------|--|------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------|-----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 外 | |
| 暴露クラス ^{※2} | | | 有害性評価値 | | | | | 合計 |
| | | | 設定なし ^{※3} | 0.005mg/kg/day以下 | 0.005mg/kg/day超 0.05mg/kg/day以下 | 0.05mg/kg/day超 0.5mg/kg/day以下 | 0.5mg/kg/day超 | |
| 1 | 環境 排 出 量 | 10,000t超 | | | | | 5 | 5 |
| 2 | | 10,000t以下 1,000t超 | | | 1 | 4 | 10 | 15 |
| 3 | | 1,000t以下 100t超 | | 2 | 14 | 34 | 26 | 76 |
| 4 | | 100t以下 10t超 | | 21 | 10 | 44 | 35 | 110 |
| 5 | | 10t以下 1t超 | | 2 | 1 | 3 | | 6 |
| 外 | | 1t以下 | | 1 | | 1 | | 2 |
| 合計 | | | 0 | 26 | 26 | 86 | 76 | 214 |

→3物質を優先評価化学物質に指定(生態の観点で指定される物質とは別の物質)

※1 CAS、旧二監ベースの物質数、暴露クラスは分解性を考慮したものである。

※2 暴露クラスは平成27年度の製造輸入数量及び出荷数量に基づき算出した。

※3 発がん性、変異原性があるとされている物質である。

※4 本表には未公示新規化学物質9物質は含まれていない。

化審法のスクリーニング評価結果(生態)

| 有害性クラス | | | 生態に係る有害性が付与された一般化学物質数 ^{※1} | | | | | 合計 |
|---------------------|---------------|----------------------|-------------------------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|--------|-----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 外 | |
| | | | PNEC | | | | | |
| 暴露クラス ^{※3} | | | 0.001mg/L以下 | 0.001mg/L超 0.01mg/L以下 | 0.01mg/L超 0.1mg/L以下 | 0.1mg/L超 1mg/L以下 | 1mg/L超 | 合計 |
| 1 | 環境 排出 量 | 10,000t超 | | | | | 1 | |
| 2 | | 10,000t以下 1,000t超 | | | | 2 | 3 | 5 |
| 3 | | 1,000t以下 100t超 | | 1 | 6 | 6 | 10 | 23 |
| 4 | | 100t以下 10t超 | 1 ^{※2} | 31 | 29 | 21 | 23 | 105 |
| 5 | | 10t以下 1t超 | 15 | 11 | 25 | 10 | 22 | 83 |
| 外 | | 1t以下 | 15 | 15 | 22 | 11 | 12 | 75 |
| 合計 | | | 31 | 58 | 82 | 50 | 71 | 292 |

→ 1物質を優先評価化学物質に指定(人健康の観点で指定される物質とは別の物質)

※1 CAS、旧三監ベースの物質数、暴露クラスは分解性を考慮したものである。

※2 優先度高となる物質は2物質あったが、有害性クラス1、暴露クラス4の1物質については蓄積性が未判定のため、優先指定は保留されている。

※3 暴露クラスは平成27年度の製造輸入数量及び出荷数量に基づき算出した。

優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱの状況

- 優先評価化学物質のリスク評価(一次)評価Ⅱは、平成28年度は8物質、平成29年度は6月に1物質、11月に1物質を実施し、これまでに計20物質(人健康影響7物質、生態影響14物質※)を実施済み。
- これまでの評価を踏まえて優先評価化学物質を取り消すこととされた物質は5物質。
- 今後、平成29年度に8物質、平成30年度に10物質を、リスク評価Ⅱを実施。

※に生態影響の観点からリスク評価の進捗状況の報告を行った過酸化水素(H28.6.17)は除く

| 評価書 審議日 | 物質名 | 評価の 観点 | 評価結果(概要) | 今後の 対応 |
|------------|------------------------------------|-----------|---|-----------|
| H29.1.31 | ジクロロメタン | 人健康 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状の取扱いでは第二種特定化学物質には該当しない。 ・優先評価化学物質の指定を取消済。 | 一般化学物質へ |
| | 安息香酸ベンジル | 生態 | <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定化学物質の該当性の判断に足る情報がない。 ・モニタリングを実施する。 | 評価Ⅱを継続 |
| | ヒドラジン | 人/生態 | <ul style="list-style-type: none"> ・暴露評価について複数の側面の不確実性が存在しているため、評価Ⅲに進めて調査を実施する。 | 評価Ⅲへ |
| H29.3.24 | キシレン | 生態 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・検出下限値を下げた上でモニタリングを実施する。 | 評価Ⅱを継続 |
| | 亜鉛ピリチオン | 生態 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、銅ピリチオンとの関係を整理した上でリスク評価やモニタリングの方法について検討する。 | 評価Ⅱを継続 |
| H29.6.25 | 1,3,5-トリクロロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン | 生態 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、イソシアヌル酸の環境モニタリングによる実測データを収集することとする。 | 評価Ⅱを継続 |
| H29.11.24 | デカン-1-オール | 生態 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていない。 ・今後、デカン-1-オールの環境モニタリングによる実測データを収集することとする。 | 評価Ⅱを継続 |

② POPs条約を踏まえた 化審法の最新の対応状況

DecaBDE及びSCCPに対する化審法上の所要の措置

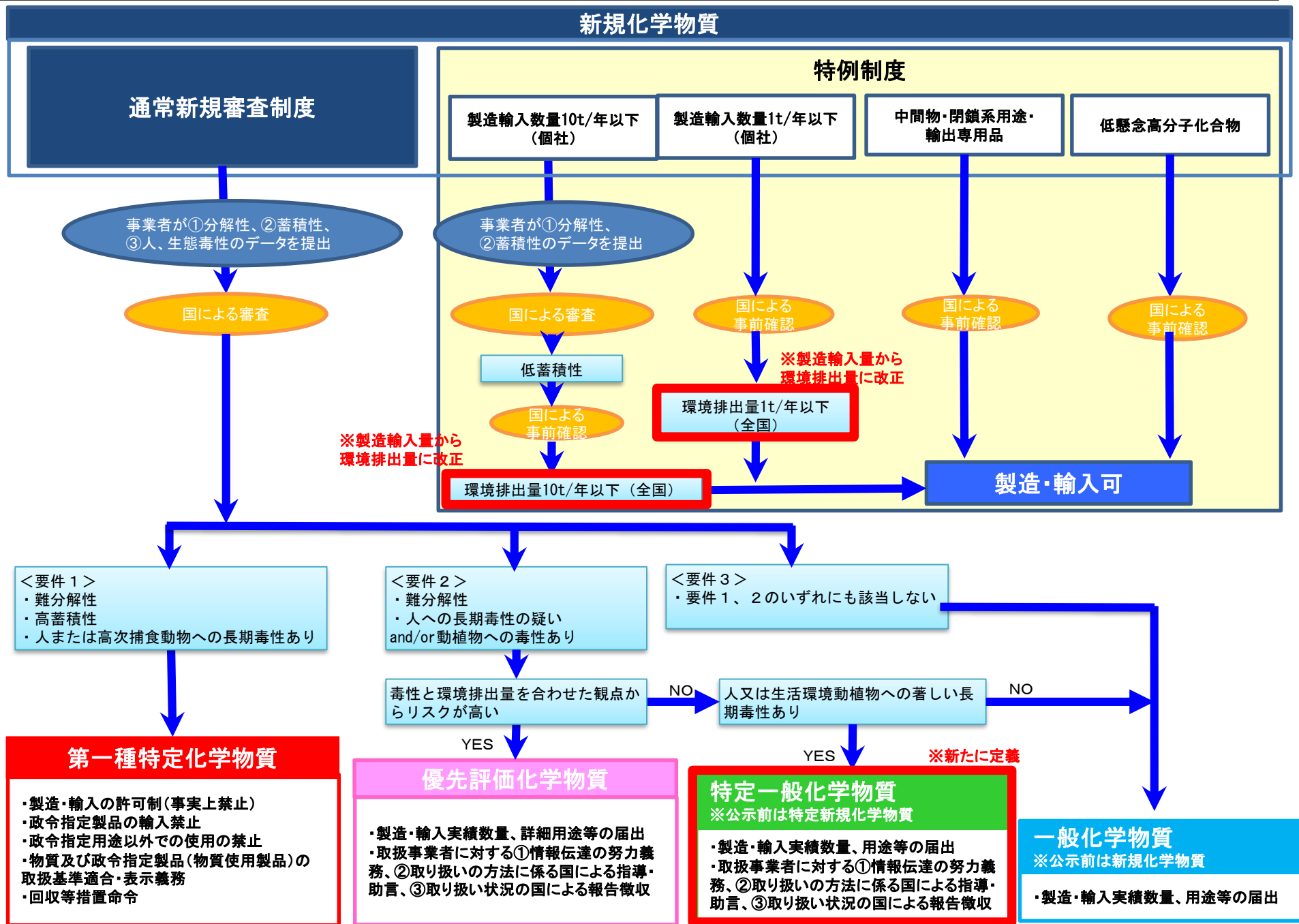
製造・輸入については原則禁止

| 物質名 | 左記物質が使用されている場合に 輸入することができない製品 | 例外的に許容される 用途での使用 (エッセンシャルユース) | 回収等措置命令 |
|--|--|-------------------------------------|---|
| デカブロモジ フェニルエーテ ル(DecaBDE) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防炎性能を与えるための処理をした生地 ・ 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 ・ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン ・ 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり | 全ての用途における使用の禁止 | 将来の環境リスクを推計、評価した結果、現時点で得られている情報からは、製品の回収等の追加措置を講ずる必要性は認められない。 |
| 短鎖塩素化パ ラフィン (SCCP) (炭素数が10 から13の直鎖 であって、塩素 化率が48重量% を超えるもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 潤滑油、切削油及び作動油 ・ 生地に防炎性能を与えるための調整添加剤 ・ 樹脂用又はゴム用の可塑剤 ・ 塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。) ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ 皮革用の加脂剤 | 全ての用途における使用の禁止 | 将来の環境リスクを推計、評価した結果、現時点で得られている情報からは、製品の回収等の追加措置を講ずる必要性は認められない。 |

※ TBT通報・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

參考資料

化審法の新規化学物質の事前審査制度の概要



一般化学物質等のスクリーニング評価・リスク評価

